平成２２年（フ）第５９号
秋田県大仙市大曲川原町４番22号　ＮＳハイツ５号室、前住所秋田県由利本荘市川口字家妻250番地１
債務者　髙橋　裕美
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月７日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第３６号
島根県出雲市今市町北本町５丁目３番地13コーポ一畑・北本町306
債務者　木村　浩輔
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月６日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第６２号
島根県簸川郡斐川町大字出西3725番地９、前住所大阪府守口市菊水通２丁目８番４―111号
債務者　吉川雄一郎
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月６日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第３９３号
岡山県備前市伊部90番地　２―404、前住所岡山県備前市香登西348番地１
債務者　本荘　教浩
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３９７号
岡山市中区国府市場846番地１
債務者　山田　裕之
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４０２号
岡山市北区今８丁目１―９、住民票上の住所岡山県倉敷市連島町鶴新田2112番地18
債務者　中西　健造
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４１７号
岡山市北区富原2900番地
債務者　馬場　完治
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４３１号
岡山市南区豊浜町11番48―101号
債務者　森田　清信
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８５号
熊本県八代市永碇町740番地18
債務者　今村　幸司
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第１１４３５号
東京都板橋区前野町４丁目10―７―301
債務者　淺川　喬子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１４６３号
東京都世田谷区羽根木２丁目３―９―103
債務者　白川　由紀
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１５２０号
東京都武蔵野市境５丁目３―７―102
債務者　石田　幸子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１５５０号
東京都葛飾区四つ木４丁目６―９―102
債務者　笠井　健一
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１５７８号
東京都台東区浅草２丁目20―４
債務者　木内南美惠
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１６０３号
埼玉県狭山市狭山台４丁目10―24
債務者　島崎　　悟
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１６０４号
埼玉県富士見市鶴馬１―４―８、住民票上の住所静岡県賀茂郡東伊豆町片瀬402―１―201
債務者　島田　菜摘
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部